

令和3年度第4回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認（資料1） 2 令和3年度報告書案について（資料2） 3 令和4年度の実地調査の方向性について（資料3） 4 その他（資料4）
日 時	令和3年11月12日（金）10時00分～12時00分
開催場所	市庁舎18階 共用会議室 なみき16（WEB会議）
出席者	加島委員長*、大立日委員*、齋藤委員、砂川委員*、寺田委員*、松委員* （※の委員はWEB会議により参加）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	・令和3年度第3回委員会会議録の承認
議 事	<p>【開会、会議の定足数確認】</p> <p>（事務局） 定刻となりましたので、令和3年度第4回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、委員全員の出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>なお、傍聴人はおりません。</p> <p>この後の進行につきましては、委員長よろしくお願いいたします。</p> <p>（加島委員長）ただいまから委員会を開会します。</p> <p>本日の議事に入る前に、本日の委員会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（加島委員長）それでは、本日はWEB会議にて開催いたします。本日の会議も公開で行いますが、調査対象の具体的な職場や施設名については従来から公表しないこととしておりますので、前回同様、会議中は区役所名を出さないようお願いします。</p> <p>1 前回会議録の確認</p> <p>（加島委員長）これより議事に入ります。まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録は、事務局から委員に既に送付済みです。何か御意見等がありますか。特に御意見がなければ承認としたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（加島委員長）それでは、承認とします。</p> <p>2 令和3年度報告書案について</p>

(加島委員長) では、「(2)令和3年度報告書案について」に移りたいと思います。前回の意見を受けて、修正案が出されています。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料2に基づき説明>

(加島委員長) はい、御説明ありがとうございます。ただ今の修正案について、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(砂川委員) 「まとめ」も非常に充実したと感じました。

「まとめ」の(4)の最後の、「相応の努力をしても効果が見られないときは、何か新しいことを」で始まる段落のところで、「試行的に一定期間ダブルチェックをやめてみる」と記載をしています。確かにそのような話をしましたし、効果的な方法かなとは思いますが。

一方、基本ルールには「ダブルチェックをすること」というルールを設けているので、相反することになってしまいます。その意味で「試行的に」や「一定期間」といった表現にして工夫したのかとは思いますが、ルールとの整合性が気になったので、皆さんの御意見をお聴きできればと思います。

(加島委員長) ただ今の砂川委員の御意見について、委員の皆さんはいかがでしょう。

(齋藤委員) 公式な報告書でこのように書いてしまうと、確かに「矛盾しているのではないか」と思われてしまうところはあるかと思えます。「このようなやり方もある」ということは、役所の内々だけで提案することとし、報告書にはこのようにはっきりとは書かないようにしたいと思えます。

(加島委員長) ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。

(大立目委員) 私も、報告書では「ダブルチェックをやめる」とまでは言及しないほうが良いと思います。齋藤委員の御意見のとおり、口頭での提案にすれば良いと思います。

(加島委員長) ありがとうございます。報告書以外に役所に提案する方法があるかどうか、事務局に聞きたいと思います。

(事務局) 庁内の関係課へ報告書をメールで送付する時に、メールの本文にこういったことを記載して知らせ、報告書の本文からは削除するという方法は可能かと思えます。

(砂川委員) この文章の続きに「ダブルチェックをやめたことを想像し」とあります。ダブルチェックをやめることをこちらからは提案しないけれども、やめたことを想像して練習してみるという表現でも十分伝わるかと思いました。私が気付いたことはこれくらいです。それ以外は充実した報告書となっていて良いと思います。

(加島委員長) 全く削除してしまうのではなく、砂川委員が提案したように「そのようなことを想像してやってみることも」と表現してはどうでしょうか。

(事務局) そのようにします。

(齋藤委員) でしたら、その箇所は、「それに対しては、例えば、仮にダブルチェックをやめてみたらどうなるかを職員同士で話し合う研修」のように繋げてみたらどうでしょうか。

それから、軽微な修正ですが、6ページのイの前が2行空いています。ほかのところは1行しか空いていないので、合わせてください。

(事務局) 修正します。

(齋藤委員) 私も、「まとめ」の部分がさらに加筆されていて、例年になく熱い報告書になったと思います。

(加島委員長)「まとめ」の部分を書き込んでくれてありがとうございます。今までの報告書よりかなり充実していると思います。是非きちんと読んでもらいたいので、横浜市個人情報保護審議会（以下、「審議会」と言う。）での報告や市長への提出の際には、強調していきたいと思います。

(松委員) 話が前後してしまったら申し訳ありませんが、皆さんが検討されてきたとおりで、「試行」の形で、一定期間ダブルチェックをやめると、ダブルチェックが機能されていないものが実際にエンドユーザーである市民の手に渡ってしまうことがこの件の問題点だと考えていました。先ほど皆さんがお話しされていたように、「試行環境の中でトライアルをしてみる」という表現であればと思います。

(加島委員長) ありがとうございます。皆さんの御意見として、事務局で文章を整理してください。

(事務局) 承知いたしました。

(加島委員長) ほかにございますか。では、先ほどの部分を修正して、報告書の内容については今回の案で確定します。

補足説明を事務局からお願いします。

(事務局) はい、今後の流れについて改めて御説明いたします。まず、次回の審議会におきまして、第三者評価委員会から審議会に報告書を提出し、審議会から実施機関に報告書を提出する運びになります。

具体的に申し上げますと、今月24日に開催されます審議会に報告書を提出し、その後、年が明けました1月に、実施機関の代表である市長、実際の対応は副市長となりますが、副市長に報告書を提出する予定としております。その際には、審議会の中村会長、及び当委員会の加島委員長に御出席いただく予定となっております。

提出後、記者発表を行い、横浜市のホームページにも報告書の内容を掲載し、各職場にも周知を図る予定としております。

(加島委員長) 今後の流れについて、御質問等ございますか。

先ほどの修正箇所は、審議会までに皆さんにメールで送ってもらえるのですよね。

(事務局) はい。

(加島委員長) 最終的な確認は委員長に一任していただくということでしょうか。私が確認してOKであれば、委員の皆さんにメールで確定版の報告書をお伝えするという流れで良いのですよね。

(事務局) はい、そのように進めます。

(加島委員長) よろしくお願いします。

3 令和4年度の実地調査の方向性について

(加島委員長) 次に、「(3) 令和4年度の実地調査の方向性について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今回は前回に引き続き、選定の前段階として、実地調査対象分野の検討をお願いいたします。対象分野と言いますのは、〇〇局、あるいは区役所の〇〇課、と言ったイメージです。

本日、分野まで決めていただき、来年2月と3月の委員会で具体的な
実地調査先、局ならその局のどの課あるいはどの事務所か、区役所の課
ならどこの区役所を調査するのかの選定をお願いしていく予定でござ
います。

本日の実地調査対象分野の検討材料として、昨年度の個人情報の漏え
い状況等について資料を御用意しました。担当係長から御説明申し上
げます。

(事務局) <資料3に基づき説明>

(加島委員長) 説明ありがとうございます。丁寧な説明で、よく分かりまし
た。委員の皆さんの御意見を順番にお聞きしたいと思います。齋藤委員、
いかがでしょうか。

(齋藤委員) 高齢・障害支援課は、何年か前に調査したことがあるので
すか。

(事務局) 平成18年にサービス課を実地調査しました。今の高齢・障害
支援課と他の部署が合わさって「サービス課」という名称だったとき
です。その平成18年には、中央児童相談所と区役所のサービス課を調査し
ています。

(齋藤委員) 高齢・障害支援課は確かに漏えい件数が多いので、実地調査
する必要性が高いところです。保険年金課もそうかもしれませんが、人
物を検索してこの人に送ると特定する一連の作業の過程で随分問題が
多い気がするので、その辺りを中心に、高齢・障害支援課をもう一度見
てみるのもいいと思います。

消防署は、これまでほとんど候補に挙がってきませんでした。我々も
実態をあまりよく分かっていませんが、消防局に個人情報の意識を持っ
てもらう意味でも候補としていいと思います。漏えい件数の観点では、
高齢・障害支援課が第1候補で、消防署が第2候補ぐらいかという印象
です。

(加島委員長) ありがとうございます。砂川委員、お願いします。

(砂川委員) 結果的にどこを選んでもそれぞれメリットがあつていいと思
います。

齋藤委員がおっしゃったように、漏えい事故件数の多さの視点で見
ると、高齢・障害支援課が一番なのかなと私も思いました。ただ、今年度
実地調査に行ったときに、こども家庭支援課の隣にある高齢・障害支援
課の書庫も少し見ましたし、今年度と同じ区役所というカテゴリなの
で、実地調査の内容としては、あまり変わらないことしかできないと思
います。要介護認定の書類の誤送付が多いのですが、私たちの実地調査
ではあまりうまい指摘ができないと思います。実地調査の限界と言いま
すか、「ダブルチェックしている」と言われたら「そうですか」で終わ
ってしまいそうで、気になっています。

私たちが指摘できるのは、書類の管理方法などがメインになりますの
で、児童相談所や消防署などは、区役所ではない部署なので、新しい指
摘や提案が生まれてくるのかなと感じました。

ただ、「なぜ選んだのか」と聞かれたときには、個人情報の漏えい事

故件数の多さが一番分かりやすい理由だとは思いますが。消防署は職員数が多いので、100人当たりの漏えい事故件数が非常に少なくなっています。これは、消防士などが非常に多いことにより、漏えい事故件数が低くなるのかなと思います。消防士も個人情報を取り扱うのだとは思いますが、「個人情報を主に取り扱う事務職員当たりで考えると事故件数が多い」など少し理由付けができれば、消防署を選択するのもいいのかなと感じました。

(加島委員長) ありがとうございます。大立目委員、お願いします。

(大立目委員) 実地調査先は挙げられた4つの部署から選んでいいと思います。ただ、選ぶ際の考え方として、過去3年間の漏えい事故件数の多い少ないが提示されていますが、少し見方を変えると、例えば、漏えい事故が3年前に起きていれば、再発防止策がとられていて漏えい事故件数が減ってきている可能性もあります。直近で増えていたり、高止まりしたりしているところなどの視点で調査先を選ぶほうが、今どこで何が問題になっているかが見られると思います。

また、今まで実地調査していないところでも、もしかしてたまたま漏えい事故が起こっていないだけであって、管理方法に問題があるかも知れません。そのような視点から調査先を選ぶのも一つの考え方としてあると思います。そういった視点も含めて最終的に選べればと思います。以上です。

(加島委員長) ありがとうございます。寺田委員はいかがでしょう。

(寺田委員) 漏えい事故件数の多少ではありませんが、消防署は実地調査に行くとなると業務に支障が生じることはありますか。

(事務局) 事前に十分調整して実地調査に行くことになるので、大丈夫です。

(寺田委員) 選ぶなら機微な情報を取り扱っていて分かりやすいところがいいので、消防署などがいいと思います。

(加島委員長) ありがとうございます。それでは、松委員はいかがでしょう。

(松委員) 高齢・障害支援課と保険年金課はデスクワークが中心の部署です。こども青少年局児童相談所と消防局消防署は現場に出ているので、デスクワークしていない人が非常にたくさんいるでしょう。そのように区分して、1、2から1つ、3、4から1つ選んではどうでしょうか。異なる分野から1つずつ対象にするのは難しいでしょうか。

(事務局) 通常は実地調査先を2か所としていて、その2つは類似だったり違う分野だったりという状況でした。

(松委員) それであれば、私は、2つの分野から1つずつ選んだら良いと思います。

(加島委員長) 皆さんの意見をお聞きしましたが、確かにこのところの調査先はずっと区役所です。区役所以外を選ぶのも一つのやり方かと思いますが、児童相談所と消防局は全く別の観点で見ることになりますが、そのようなやり方もありでしょうか。

(事務局) やったことはないですが、新しい視点で試してみるという考

えもあるかと思えます。

(加島委員長) すると、報告書案は2系統になるでしょうか。

(事務局) そうですね、調査の視点や書き方も多少、工夫する必要があるかと思えます。

(加島委員長) これまでは漏えい事故件数の多い部署などで見てきましたが、逆に消防局などは見ていません。漏えい事故が起きるのかどうか分かりませんが、たまたま起きていないのかもしれない。書類整理がちゃんとできているかどうかの視点は必要かと思えます。今までとは違った視点で児童相談所と消防局を見るのも一つの案かと思えます。どうでしょうか。御意見をいただければと思います。

(砂川委員) 2つを見る視点もあると思いますが、区役所だと同じ部署について2つの区役所を調査するので、同じ業務をしても違いが見えて、比較がしやすいです。同じように、2つの消防署を比較調査するのもよいと思えます。

(加島委員長) 事務局はどうですか。

(事務局) どちらでも、決めていただければそれに従って調査します。

(加島委員長) 消防署2か所の事務処理は、時間的にそれほど見るところがないですね。

(事務局) 消防署は18か所ですが、それぞれ消防出張所もあります。その辺も含めてどう見るか方法が考えられます。

(加島委員長) 消防署を2か所見るか、児童相談所と消防署を見ましょうか。前回児童相談所を調査したときは、児童相談所は1か所だけでしたよね。

(事務局) 平成18年度は区役所のサービス課と児童相談所の組み合わせでした。

(加島委員長) 消防署は今まで見たことがありません。児童相談所1か所に消防署2か所で合わせて3か所、場所が近ければ調査することができそうですか。

(事務局) 近い場所を選定して移動行程を組めば可能だと思います。

(加島委員長) それであれば消防出張所を組み合わせるのかもしれない。実地調査の対象になったら、消防局はびっくりするでしょうね。

(事務局) そうですね、前例がありません。

(加島委員長) でも、機微な情報を取り扱っている部署です。選定理由として、漏えい事故が起きているからということではなく、全体的にみて個人情報を取り扱っている部署なので実地調査しますという形でしょうか。

今回は区役所ではなく、事務所を中心に、児童相談所について前回との比較をするのが1つ、消防署は今まで実地調査を行っていないので、2か所を調査して、どのような状況かを比較してみるという方法でどうでしょうか。

(事務局) 補足になりますが、消防局の新採用研修で当課が個人情報について研修講師をしています。そういった意味では、実態として個人情報保護の研修が生かされているのを見るのも実地調査の視点として

あるかと思えます。

(加島委員長)ではその方向でとりあえずの案としてまとめたいと思えますので、時間配分としてうまく3か所を調査できるか、個人情報の取扱いを確認できるかも含めて、事務局で検討してください。

(事務局) 承知いたしました。

4 その他

(加島委員長)次に、「2(4) その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局) 事務局から2つほど御報告がございますので、お時間をいただければと思います。

1点目として、昨年度末に「横浜市個人情報の取扱いの基本ルール」を策定しましたが、その後の状況について御報告いたします。

<報告概要>

- ・毎年ほぼ全課で実施している自主点検の点検項目を基本ルールの条文に併せてリニューアルした。また、職場ルールを点検項目に加えることで、職場ルールの整備を推進させる仕組みとした。
- ・毎年行っている所属研修で基本ルールを紹介し、重ねて周知した。
- ・自主点検、所属研修とも、実施報告書の提出期限を当初は9月末とされていたが、新型コロナウイルス感染症関係の事務の増加を鑑み、12月末に変更した。

(加島委員長)ありがとうございます。委員の皆さまから、御質問などありますか。

では、事務局で引き続きよろしくお願ひします。

もう1点の報告をお願いします。

(事務局) はい、個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について、御報告申し上げます。

本年の通常国会で個人情報保護法が改正され、5月19日に公布されましたので、本日は、別途お配りしている資料で御説明させていただきます。

(事務局) <資料4に基づき説明>

(加島委員長)ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆さまから、質問などありますか。

審議会や第三者評価委員会の存続がどうなるか、これから市の条例で制定するかどうかにかかっています。審議会でも非常に話題になりました。果たしてこのままでいいのかどうかと思えます。

犬塚室長が法律雑誌に書いた論文を、第三者評価委員会の皆さんにも読んでもらおうと参考になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 「自治実務セミナー」に書いた記事があるので御覧いただけると幸いです。個人情報保護審議会や第三者評価委員会の在り方等に意見をいただければ参考にさせていただきたいと思えます。感想や意見などありましたらメールでお知らせください。

先ほどの資料でも、有識者に意見聴取すると書いていました。いずれ

	<p>審議会や情報公開審査会に諮ろうと思っておりますが、ある程度事務局の考えをまとめて諮ろうと思っておりますので、御意見をもらえれば非常に参考になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>(加島委員長) 是非お願いします。考え方によっては、地方自治の根幹に関わる問題だと思います。いろいろと検討課題がありますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>そのほかに、委員の皆さまから何かございますでしょうか。無ければ、最後に、事務局から連絡事項等何かありますか。</p> <p>(事務局) はい、次回第5回委員会の日程を確認させていただきます。</p> <p>次回の第5回委員会は、少し先の、2月を考えております。2月上旬頃で日程を御調整させていただきたいと思っております。別途候補日をメールにて御連絡させていただき、調整させていただきたいと考えております。いかがでしょうか。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>(加島委員長) では、予定いたしました議事は以上ですので、本日の委員会を閉会といたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉会】</p>
資 料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度第3回委員会会議録（案） 2 令和3年度個人情報取扱事務に関する実地報告書（案） 3 令和4年度の実地調査の方向性について 4 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について

本会議録は、令和4年2月9日令和3年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路